

平成26年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成26年 1 月 30 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 1 号	損害賠償の額の決定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第 2 号	損害賠償の額の決定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第 3 号	損害賠償の額の決定について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第 4	議案第 4 号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定につい て	両常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第 5 号	壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条 例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第 6	議案第 6 号	壱岐市自動車教習場条例の一部改正につい て	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第 7	議案第 7 号	公の施設の指定管理者の指定について (壱 岐市三島診療所)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第 8	議案第 8 号	公の施設の指定管理者の指定について (壱 岐市原島診療所)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第 9	請願第 1 号	壱岐カード詐欺事件に関する請願	壱岐カード詐欺事件に関する特 別委員長報告・採択 本会議・ 採択
日程第10	発議第 1 号	壱岐カード詐欺事件の早期かつ円満な解決 を求める決議について	提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決
日程第11	壱岐市農業委員会委員推薦の件		推薦 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第 2 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君 2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君 4 番 音嶋 正吾君

5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	今西 菊乃君	9番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	中田 恭一君
12番	久間 進君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	鵜瀬 和博君
16番	町田 正一君		

欠席議員（1名）

8番 市山 和幸君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	総務部長	眞鍋 陽晃君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。

会議に入る前に、御報告いたします。

壱岐新聞社より、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

市山和幸議員からインフルエンザにより欠席の届けがあっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これから、議事日程表第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第1号～日程第9. 請願第1号

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第1号損害賠償の額の決定についてから、日程第9、請願第1号壱岐カード詐欺事件に関する請願についてまで、9件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。平成26年壱岐市議会定例会1月会議において、総務文教厚生常任委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第3号損害賠償の額の決定について、原案可決。議案第4号消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本議案は分割審査であり、本委員会に付託された部分の、第1条壱岐市行政財産使用料条例の一部改正、第2条壱岐市自動車駐車場条例の一部改正、第3条壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正、第4条壱岐市三島航路事業条例の一部改正、第13条壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正、第14条壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正、第15条壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正、第29条壱岐市公民館条例の一部改正、第30条壱岐西部開発総合センター条例の一部改正、第31条壱岐島開発総合センター条例の一部改正、第32条壱岐市体育施設条例の一部改正、第33条壱岐市ふれあい広場条例の一部改正、第34条壱岐市勝本B&G海洋センター条例の一部改正、第35条壱岐市石田ふれあいの森広場条例の一部改正、第36条壱岐文化ホール条例の一部改正、第37条壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正、第38条壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正、第39条壱岐市都市公園条例の一部改正、第40条壱岐市特定地区公園条例の一部改正、第41条壱岐市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正については、原案可決。議案第5号壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例等の一部改正について、原案可決。議案第6号壱岐市自動車教習場条例の一部改正について、原案可決。議案第7号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市三島診療所）原案可決。議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）原案可決。

委員会の意見として、損害賠償については、今後重大な事故を起こさないためにも原因を究明をし、危機感を持って十分な確認等を行い、安全対策の徹底をするとともに、環境整備を図ることを望むということで意見を出しております。

以上、報告します。

○議長（町田 正一君） これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 平成26年壱岐市議会定例会1月会議において、産業建設常任委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号損害賠償の額の決定について、原案可決。議案第2号損害賠償の額の決定について、原案可決。議案第4号消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本議案は分割審査であり、本委員会に付託された部分の、第5条サンドーム壱岐条例の一部改正、第6条壱岐市魚菜市场条例の一部改正、第7条壱岐市商工業等研修施設条例の一部改正、第8条壱岐市宮印通寺共同店舗条例の一部改正、第9条マリンパル壱岐条例の一部改正、第10条壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正、第11条壱岐市シーサイド小水浜条例の一部改正、第12条壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正、第16条壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、第17条壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正、第18条壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正、第19条壱岐市農業機械銀行条例の一部改正、第20条壱岐風民の郷条例の一部改正、第21条壱岐出合いの村条例の一部改正、第22条壱岐市漁港管理条例の一部改正、第23条壱岐市水産共同作業施設条例の一部改正、第24条壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正、第25条壱岐市港湾施設管理条例の一部改正、第26条壱岐市堆肥センター条例の一部改正、第27条壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正、第28条壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正については、原案可決。

委員会の意見としては、総務文教厚生常任委員会と同じく、損害賠償については、今後重大な事故を起こさないためにも原因を究明し、危機感を持ち安全対策を徹底するとともに、業務の環

境整備を図ること。

以上、報告します。

○議長（町田 正一君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員長の報告を求めます。
深見義輝特別委員長。

〔壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員長（深見 義輝君） 平成26年壱岐市議会定例会1月会議において、壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第143条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。付託年月日、平成26年1月27日。件名、壱岐カード詐欺事件に関する請願。審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見、なし。措置、要望書提出。

以上、報告します。

○議長（町田 正一君） これから、壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員長の報告を終わります。

〔壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第1号損害賠償の額の決定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第1号損害賠償の額の決定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号損害賠償の額の決定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第2号損害賠償の額の決定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号損害賠償の額の決定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第3号損害賠償の額の決定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する両委員長の報告は可決です。両委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第4号消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例等の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第5号壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市自動車教習場条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市自動車教習場条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市三島診療所）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第7号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市三島診療所）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号壱岐カード詐欺事件に関する請願について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、請願第1号壱岐カード詐欺事件に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第10. 発議第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第10、壱岐カード詐欺事件の早期かつ円満な解決を求める決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。6番、深見義輝議員。

〔提出議員（深見 義輝君） 登壇〕

○提出議員（6番 深見 義輝君） 発議第1号、平成26年1月30日、壱岐市議会議長町田正一様。提出者、壱岐市議会議員深見義輝。賛成者、壱岐市議会議員市山和幸、同じく中田恭一。

壱岐カード詐欺事件の早期かつ円満な解決を求める決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

壱岐カード詐欺事件の早期かつ円満な解決を求める決議（案）。

壱岐カード詐欺事件の被害者らが、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターに対し、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、アイフル株式会社及びCFJ合同会社を相手方として申し立てした下記事件については、事案の特殊性を考慮し、早期かつ円満な解決がなされるよう要望する。

壱岐カード詐欺事件の概要及び事案の特殊性については、記載のとおりです。

以上、決議する。

平成26年1月30日。長崎県壱岐市議会。提出先、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、アイフル株式会社、CFJ合同会社。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第1号壱岐カード詐欺事件の早期かつ円満な解決を求める決議については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 壱岐市農業委員会委員推薦の件

○議長（町田 正一君） 次に、日程第11、壱岐市農業委員会委員推薦の件を議題とします。

お諮りします。推薦の方法は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって農業委員の推薦は、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。議会推薦の委員は4人とし、富田英司氏、柳川信行氏、米倉美智子氏、山本由紀江氏、以上の4名の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は4人とし、富田英司氏、柳川信行氏、米倉美智子氏、山本由紀江氏、以上の方を推薦することに決定しました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、平成26年壱岐市議会定例会1月会議を終了いたします。

以上で散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 中田 恭一

署名議員 久間 進